

瓦斯料金値下期成同盟の趣旨

一、瓦斯事業は公益事業である

東京瓦斯給水常務は瓦斯事業でないから値下することを得ないといふと雖も、其は生活必需品たる瓦斯を供給し、其區域を獨占する事業会社たるの本旨を忘却せる故である。然のみならず、同社は東京市の道路使用規定によれば一間當り年平均占用料として金六圓、即ち占用料五十五萬五千圓に對して三百三十三萬五千圓を支拂ふべき義務あるに拘はらず、報價契約の不當なる條項を賴に年額僅かに五十四萬圓を拂ふに過ぎない。かくして同社は不當に東京市の恩恵を受けてゐるのである。

二、増資は大資本家と重役との私腹を肥す

今回一億圓の増額増資を行はんとし、之に依て従来應得せられたる會社の利益を濫獲せしめ、九米の配當を維持し、更に株主に對して一株十圓餘額二千萬圓のプレミアムを與へんとするのである。しかも重役功勞金五十萬圓を私して既往の瓦斯事業事件を遺忘せしめ消費者たる東京市内外の住民の生活利益を奪取せんとするは、實に公益に等しき行爲である。

三、千立方呎生産費一圓三十五錢を市内外平均

一圓三十五錢に賣却し約一圓の暴利を賣る

瓦斯會社は千立方呎の生産費即ち

イ、製造費六十錢 ロ、供給費二十五錢 ハ、總經理費五十錢 右合計一圓卅五錢

を要するに過ぎないのに、之を東京市内に於て千立方呎二圓廿五錢市外二圓四十五錢の高價に賣却し一圓の暴利を獨占し、一家平均年當り消費高二萬七千立方呎即ち六十四圓の賣却によりて消費者より約廿七圓の不當なる利益を強取して居るのである。

四、炭價の値下を無視し且ト、ソ、セル會社によりて利益を獨享して居る

會社は大正八年石炭一噸二十二圓の當時炭價の暴騰を理由として千立方呎五十錢の値上を行ひたるに拘らず、今日炭價一噸十七圓に暴落せるを無視して瓦斯料値下を行はず、且つ一方に三引商事より不當の高價を以て生産材料を購入し、他方東京ヨークス會社に對して副産物を不當の安値を以て賣却し兩ト、ソ、セル會社と共謀して消費者を騙着して居る。

結論

故に東京瓦斯會社は千立方呎に付き五十錢以上を先づ値下するの義務あるものと認め、且つ不當なる計量器使用料、取付料を撤去し瓦斯供給の民衆化を計るべきである。然るに會社は消費者の利益を無視して増資を行ひ大株主の私腹を肥さんとして居る。我等はこの獨占事業の横暴跋扈に斷乎として反對するものである。

昭和四年四月

瓦斯料金値下期成同盟規約

- 第一條 本同盟ヲ瓦斯料金値下期成同盟ト稱ス
- 第二條 本同盟ハ本部ヲ東京市京橋區元數屋町
二ノ十一片山哲事務所ニ置ク
- 第三條 本同盟ハ左ノ諸項ノ實現ヲ目的トス
一、瓦斯料金ノ値下、計量器使用料、引込設備料ノ撤廢
二、増資反對
三、ガス事業ノ公益化
- 第四條 本同盟ハ前條ノ目的ヲ達成センガ爲メ左ノ運動ヲ行フ
一、印刷刊行物ノ發行
二、演說會開催
三、其他目的達成ノ爲メニ必要ナル運動
- 第五條 本同盟ニ左ノ機關ヲ置ク
一、大會
二、實行委員會
大會ハ重要事項ヲ決議シ實行委員會ハ事務ヲ執行ス
- 第六條 本同盟ニ左ノ役員ヲ置ク
一、實行委員長 一名
二、實行委員 若干名
三、顧問 若干名
四、會計 一名
五、會計監督 二名
- 第七條 本同盟ノ總目ニ賛同スル東京瓦斯供給區域ノ居住者ヲ以テ組織ス
- 第八條 本同盟ハ本同盟ノ目的遂行ノ爲メ左ノ部門ヲ設ク
一、組織部
二、宣傳部
三、調査部
- 第九條 本同盟ノ經費ハ同盟員ノ拠出及ビ寄附等ニ依ル
- 第十條 本同盟ノ會費ハ一ヶ年五十錢トス

昭和四年五月十五日印	定價五錢
昭和四年五月十八日發行	
發行所	東京市京橋區元數屋町二ノ十一
發行兼印刷者	松 永 義 雄
印刷所	東京市芝區南佐久間町一ノ三 和田 印刷 所
發行所	東京市京橋區元數屋町二ノ十一
	瓦斯料金値下期成同盟